新規出店をお考えの
皆さまへ

白河市中心市街地空き店舗対策事業

白河市中心市街地内空き店舗への出店を支援します!!

家賃は最大月額 **25 万円**を３年間!!
改修は最大 **20 万円**!!

対象物件

次の全ての要件を満たす空き店舗等

家賃補助

- 路面に面した１階にある物件
- ６ヶ月以上利用されていない物件
- 店舗として入居者を募集している建物又は以前に店舗として使用されていた賃借可能な物件

改修補助

- 路面に面した１階にある物件
- ３ヶ月以上利用されていない物件
- 以前に店舗、住居、事務所、倉庫として使用されていた建物

※その他の要件は裏面をご覧ください。

対象地域

中心市街地内の商店街区の空き店舗

※家賃補助及び改修補助で対象地域が異なります。
詳しくはお問い合わせください。

（対象地区）
愛宕町、一番町、二番町、天神町、道場小路、金屋町、中町、大手町、大工町、向新蔵、新蔵町、本町、横町、南町、年貢町（家賃補助のみ）

お問合せ・お申込み

白河商工会議所　中小企業相談所
〒961-0957　福島県白河市道場小路 96-5
Mail:cci@shirakawa-cci.or.jp
TEL:0248-23-3101／FAX:0248-22-1300

家賃補助

●店舗の利用目的

昼間の営業を主とする

「小売業」「飲食業」「サービス業」

※夜間営業を主とする業種、事務所、風俗営業・貸金業等は対象外。

●補助内容

賃借料の一部を補助

※敷金・礼金・手数料等は自己負担

対象区分		新規創業者	一般
補助率	1年目	10／12	8／12
	2年目	7／12	6／12
	3年目	4／12	4／12
補助限度額	月額	25万円	20万円
	年額	300万円	240万円

※「新規創業者」は、初めて店舗の経営を行う方をいいます。現に事業を営む方が事業拡大のために新たな支店等を開業する場合や、業種・業態の転換のために新規開業する場合は「一般」になります。

●入居者要件

- １年以上賃貸借契約が締結されること。
- 空き店舗所有者と２親等以内の親族又は生計を一にするものでない方。
- 事業開始後、白河商工会議所に加入・入会すること。
- 原則、既に対象地域内で事業を営んでいる方については現在の営んでいる店舗での営業を継続しつつ、別の空き店舗で開業する場合に限る。

改修補助

●店舗の利用目的

「店舗」「事務所」「賑わい創出に寄与する施設（※）」

※不特定多数の利用が見込まれ、中心市街地の賑わいに寄与する施設。

●補助内容

改修費の一部を補助

補助率	1／3
補助限度額	20万円

●補助対象経費

営業するために必要な最低限の経費

- 室内間仕切り・ドア
- 給排水施設
- 室内照明設備（LED照明を含む）
- 空調冷暖房設備
- トイレの新設、改修
- 看板
- 対象施設工事に伴う諸経費
- 上記のほか、基礎的な改修及び設備に関するもの

●入居者要件

- 空き店舗所有者と２親等以内の親族又は生計を一にするものでない方。
- 事業開始後、白河商工会議所に加入・入会すること。
- 入店者が改修を行う場合、対象区域内にある既存店舗の移転ではないこと。

※補助対象者は、原則として店舗所有者とする。ただし、個別に事前協議を実施し承認された場合、店舗入居者とすることができる。
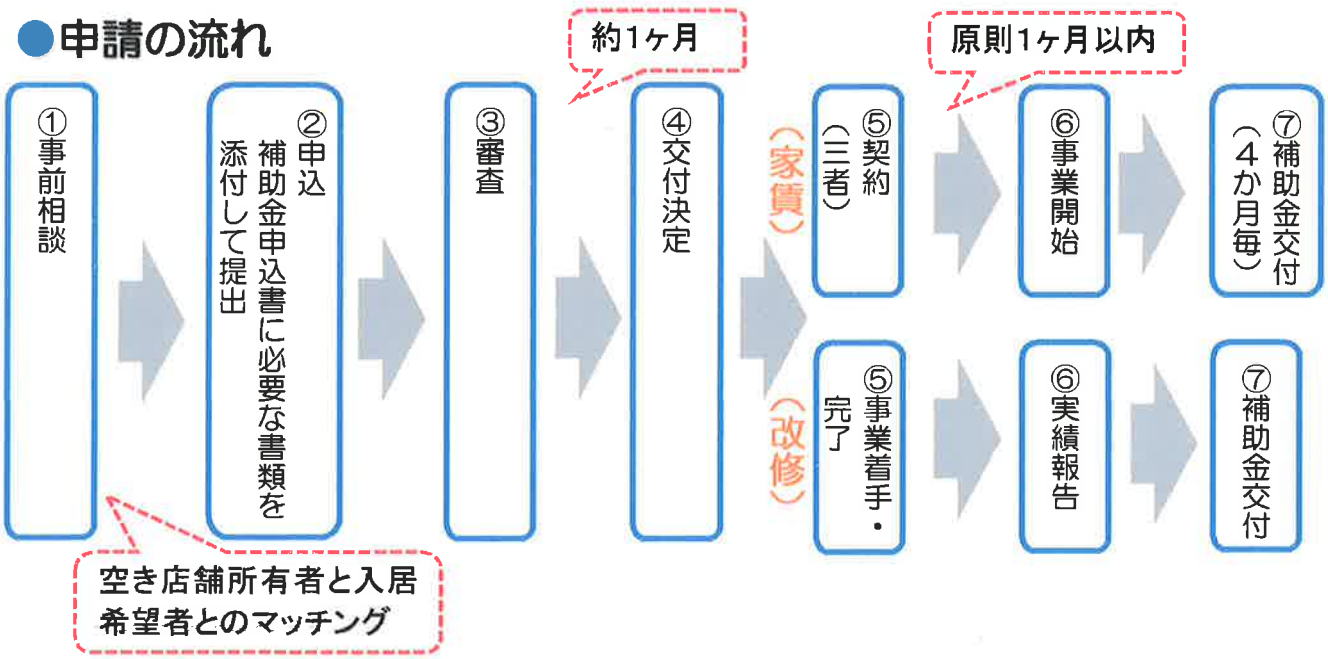
●申請の流れ